

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	国民健康保険に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

府中市は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報の取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

東京都府中市長

公表日

平成29年7月18日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	国民健康保険法等の規定に基づき、次の業務を行う。 取得・喪失等の被保険者資格の管理、高齢受給者証・限度額適用認定証・特定疾病受療証等の交付、療養費・高額療養費・出産育児一時金・葬祭費等の給付の事務を行う。 特定個人情報ファイルを使用し、資格管理、給付事務等に必要な世帯情報、所得情報、収納情報、支給情報を確認し、資格の取得・喪失、給付決定等を行う。
③システムの名称	国保資格システム、前期高齢システム、国保給付システム、国保滞納対策システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、宛名管理システム、共通基盤システム、住民基本台帳ネットワークシステム、国保情報集約システム
2. 特定個人情報ファイル名	
資格管理ファイル、前期高齢管理ファイル、給付管理ファイル、資格状況履歴ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の30の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二の1・2・3・4・5・17・22・26・27・30・33・39・42・43・58・62・80・87・88・93・97・106・109の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第1・2・3・4・5・19・20・25・33・43・44・46条 (別表第二における情報照会の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二の42、43の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第25条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	府中市市民部保険年金課
②所属長	保険年金課長 中村 孝一
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	府中市政策総務部広報課 住所: 〒183-8703 東京都府中市宮西町2-24 電話番号: 042-366-1711
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	府中市市民部保険年金課 住所: 〒183-8703 東京都府中市宮西町2-24 電話番号: 042-335-4044

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

